

コンプライアンス基本方針

山形中央農業共済組合

山形中央農業共済組合（以下「組合」という。）は、国の農業災害対策の重要な柱である農業災害補償制度の実施主体として公共的な性格を有する団体であり、その使命を果たすべき社会的責任を負っております。

このため、法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）については、民間組織以上に徹底することが求められており、決して社会的な信頼を損なうことがないよう、組織の健全な運営に不断の努力を積み重ねる必要があります。

従って、この組合においては、徹底したコンプライアンスの下での事業運営を目指し、次の事項に取り組みます。

1. この組合のすべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観及び倫理観に基づき誠実な行動に努めます。
2. この組合は、コンプライアンスの実現に向けて、コンプライアンス・プログラムを作成し、実践計画を明確化します。
3. この組合は、コンプライアンスに関する取組の企画、推進等を統括する部署を置き、コンプライアンス体制の強化に努めます。
4. この組合は、各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
5. この組合は、コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図ります。
6. この組合の役職員は、この組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識しながら、健全かつ適切な事業運営に努め、もって農業経営の安定と農業生産力の発展に邁進いたします。